

経ヶ岬通信所



対象防衛関係施設の所在地	京都府京丹後市	丹後町袖志
対象防衛関係施設の区域	京都府京丹後市	丹後町袖志（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府京丹後市	丹後町袖志及び丹後町尾和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十五度四十五分五十七秒、東経百三十五度一分二十八秒の点</li> <li>二 北緯三十五度四十六分四秒、東経百三十五度一分二十八秒の点</li> <li>三 北緯三十五度四十六分十一秒、東経百三十五度一分三十二秒の点</li> <li>四 北緯三十五度四十六分十三秒、東経百三十五度一分四十三秒の点</li> <li>五 北緯三十五度四十六分十秒、東経百三十五度一分五十九秒の点</li> <li>六 北緯三十五度四十五分五十三秒、東経百三十五度十二分三秒の点</li> </ul>
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</li> <li>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</li> <li>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</li> </ul>		

# 経ヶ岬通信所周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

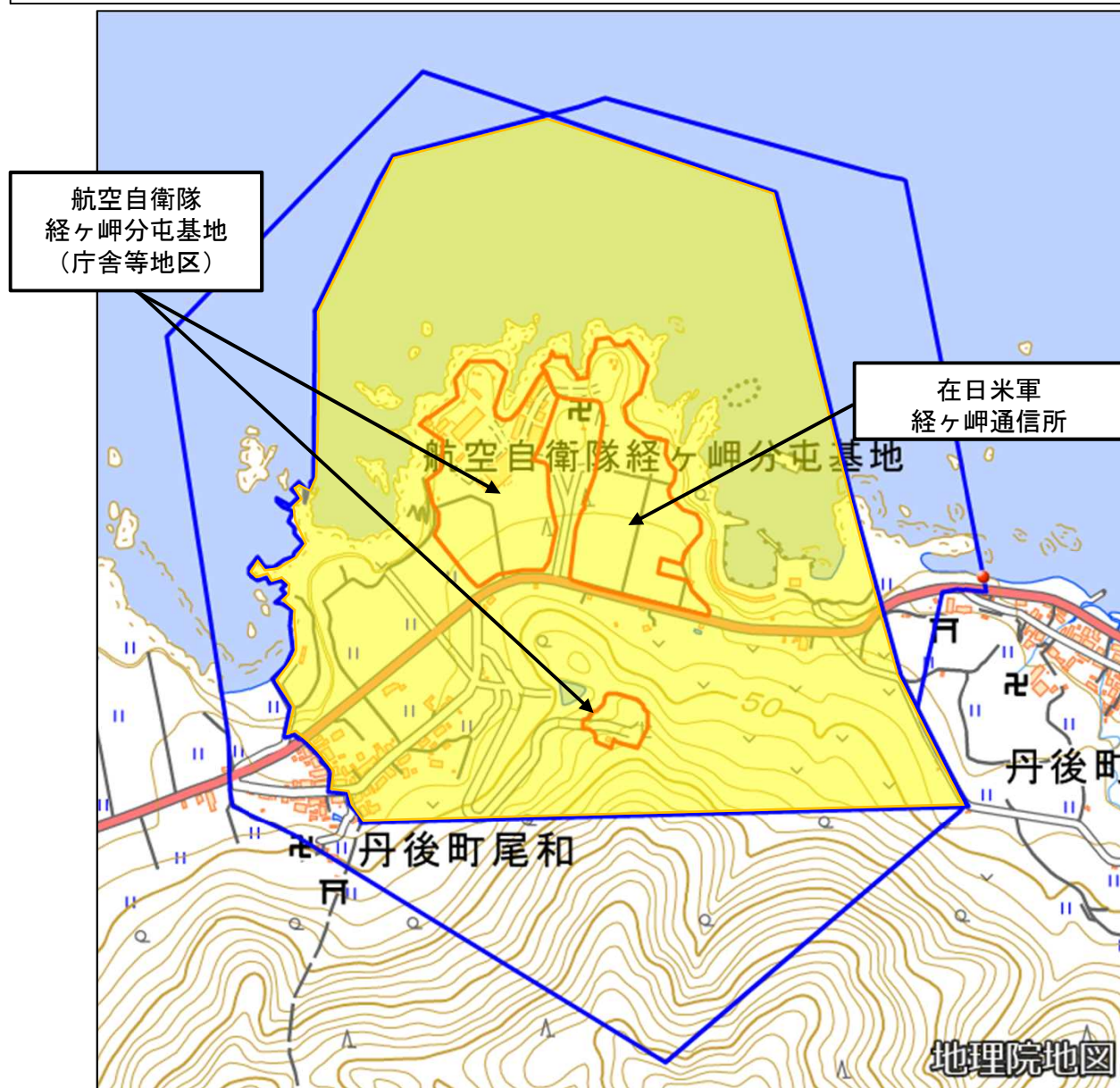
国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域	
対象施設周辺地域	

## 留意事項

「航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（庁舎等地区）」及び「在日米軍経ヶ岬通信所」は隣接しているため、小型無人機等の飛行を行う場合の手続に当たっては、両方の対象防衛関係施設の区域等を確認して下さい。

下の図面に示す「航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（庁舎等地区）」及び「在日米軍経ヶ岬通信所」に係る対象施設周辺地域の重複部分については、両方の対象防衛関係施設について通報等の手続が必要となります。細部については、対象施設の管理者にお問い合わせください。



航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（庁舎等地区）及び在日米軍経ヶ岬通信所に係る対象施設周辺地域の重複部分



対象施設の区域



対象施設周辺地域

